

2003年9月17日

北海道電力株式会社
取締役社長 南山英雄 殿

「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」における
電力買取に関する公開質問状（再質問）

「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク（GEN）
代表 飯田哲也

時下、ますますご清祥のことと存じ上げます。

私たち「自然エネルギー促進法」推進ネットワークは、自然エネルギー促進のために、政策提言を行っている環境 NGO のネットワークです。

先に7月4日付けで、今年4月から施行されました「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」（以下、新エネ利用特措法）に関連して、「電気のみ価値」の算定根拠について質問させて頂きました。ご多忙の中ご回答頂きありがとうございました。

しかし大変残念ながら、貴社の回答は、社会的通念に照らして、「説明責任」や「算定根拠」としての水準を満たしていないと考えます。「説明責任」とは、第三者的に検証可能な形で、論理的ないしは定量的に説明することをいい、また「算定根拠」も一般には算出方法およびそれに用いた根拠となる数字を指すものです。従って、以下の通り改めて質問させて頂きたいと存じます。

1) 「電気のみ価値」の算定根拠について（再質問）:

(1) 定量的な根拠

貴社が公表されている新エネルギーの電気のみ購入価格に関して、定量的な算出根拠および算出方法を説明されたい。ちなみに、貴社の公表資料(2002年度有価証券報告書)に基づき当方が試算したところによると、「火力発電燃料費相当」は2.95円/キロワット時、「火力発電費用」は6.79円/キロワット時(いずれも2002年度)となり、貴社の数字(風力に対して3.30円/キロワット時)と食い違っているため、これをご説明願いたい。

(2) 季時別に購入価格が変動することの根拠

上に関連して、貴社は風力・太陽光以外からの「電気」に対する購入価格を、冬季平日昼間は4.30円/キロワット時、その他季平日昼間は3.80円/キロワット時、平日昼間以外は2.50円/キロワット時と公表しているが、「火力発電燃料費相当」でありながら、季時別に購入価格が変動することの具体的な根拠と妥当性を説明願いたい。

(3) 「火力発電燃料費相当」で妥当であることの説明

新エネルギーの購入によって削減されるのは、「火力発電燃料費相当」と回答されているが、とりわけ新エネルギー普及が公共性の高い目標であること、その買取が独占的な市場形態であることと照らして、「不当な低価格でないこと」を論理的に説明願いたい。

(4) 購入単価の見直しについて

貴社は「燃料費等の変動に併せて購入単価を毎年見直す」としているが、その算定根拠や算定方法を明らかにしていない上に、価格変動リスクを一方的に新エネルギー事業者に転嫁することは、新エネルギー普及が公共性の高い目標であること及びその買取が独占的な市場形態であることと照らして、公平性・公共性の観点から問題があるのではないか。

2) 「25万kW制限」の根拠に関する詳細説明について（再質問）:

貴社がホームページに掲載している情報は、社会的通念に照らして、概要版に過ぎず、とても第三者が検証可能なレベルではなく、当方の求めた「さらに詳細な報告書」には該当しない。

あらためて、貴社が風力発電に対して「25万kW」という制約を決めたとする報告書全文の公開を求める。

3)「25万kW制限」の妥当性に関する途中検証について(再質問):

当方が求めたのは、シミュレーションではなく、現時点ですでに北海道に導入されている風力発電による系統への影響の実データである。貴社のシミュレーションが、本当に実績によって裏付けられているのか、言葉ではなく、データで示してもらいたい。

4)2003年4月16日に実施された8万kW 枠抽選に関して(再質問):

当方の代表(飯田哲也)は、日本風力発電協会より、本年4月付にて、貴社の抽選が極めて不公正なものであったとの公式文書を受け取っており、貴社の「ご理解をいただいている」という認識にもかかわらず、この問題を精査する責任があると考えている。したがって、さらに質問をさせて頂きたい。

(1)抽選方法については、当方で再現可能なように、具体的にご説明頂きたい。

(2)各社の応募状況およびその抽選の結果(各プロジェクトまたは各社の抽選時の順位)を、明確かつ具体的に一覧表の形で示して頂きたい。ただし、会社名およびプロジェクト名は匿名でも構わないが、各プロジェクトの規模は明らかにしていただきたい。

(3)また、当日の様子については、具体的に時系列でご説明願いたい。たとえば、I)匿名A社が抽選し、25番を引く、といった形で、ご報告頂きたい。

お忙しいところ大変恐縮ですが、上記の点に関し、是非誠意あるご回答を頂けますよう、よろしくお願い申し上げます。

*なお、誠に勝手ながら10月10日までにご回答頂ければと存じます。